

様式第2号（第7条関係）

意見書

年 月 日

中部知多衛生組合管理者

様

住 所

（所在地）

氏 名

（名称及び

代表者氏名）

電話番号

1 施設の名称

2 生活環境の保全上の見地からの意見

(意見書の提出要領)

○意見書の記載方法

- ・住所、氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）は必ず記載してください。
- ・意見は、生活環境調査に関するものに限りです。（日本語により意見の理由を含め記入してください。）

※意見書は任意の様式でも提出できますが、以上の2点の記載がないものは受付できませんので、ご注意ください。

○意見書の提出先

(持参する場合)

- ・中部知多衛生組合

(郵送する場合)

- ・中部知多衛生組合

〒470-2301 知多郡武豊町字壺町田90番地の10

※送付の際は、中部知多衛生組合（電話0569-72-0876）まで確認の連絡をお願いいたします。

○意見書の提出期間

令和2年11月6日（金）から令和2年11月20日（金）まで

※郵送の場合は、令和2年11月20日（金）の消印有効

○意見書を提出できる方

- ・常滑市、半田市、武豊町（以下、「2市1町」という。）のいずれかに住所を有する方
- ・2市1町のいずれかで事業を営んでいる方
- ・2市1町のいずれかに通勤又は通学する方

○その他注意事項

- ・意見書に記載された個人情報については、生活環境調査書の告示、縦覧の手続の目的のためにのみ使用し、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。

・提出されたご意見に対しては、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。